

介護報酬設定等の考え方（案）

【居宅介護サービス計画費の介護報酬設定のイメージ】

○包括して評価する部分（地域差を勘案）

要 支 援 (軽 度)	要介護1・2 (中 度)	要介護3～5 (重 度)
<p>●居宅介護支援にかかる費用Ⅰ（要介護度に応じて変動する経費） 継続的にサービス実施状況や利用者の状態を把握するための費用 ・居宅サービス計画の変更管理等の給付管理業務・・・別紙1</p>		
<p>●居宅介護支援にかかる費用Ⅱ（必ずしも要介護度に対応しない経費） 初回及びその後の状態の変化に対応して臨機に生じる費用・・・別紙2 ・課題分析（アセスメント）業務 ・居宅サービス計画原案作成業務 ・サービス担当者会議業務 ・サービス実施状況等の継続的把握・評価業務 ・再課題分析業務 ・その他、要介護者等ごとの居宅介護支援台帳の整備管理業務等</p>		
<p>●運営に関わる基本的な管理経費等 ・人件費等（管理事務相当） ・交通費 ・消耗品費 ・その他事務管理経費</p>		
<p>●車両等の減価償却相当</p>		

【包括部分の設定イメージ】

	要 支 援	要介護1・2	要介護3～5
要介護者1人 1月当たり	点	点	点

1. 包括評価部分について

(1) 居宅サービス計画の変更などの給付管理業務は、要介護度が高くなるに従い、一般的にはサービスの種類や量が多くなり、要介護度に比例して給付管理業務が複雑・多量となるものと考えられることから、要介護度に応じて3段階程度の設定をしてはどうか。

(2) 課題分析（アセスメント）、居宅サービス計画原案作成のためのサービス担当者会議、実状把握・評価等の業務は、要介護度よりも要介護者等の有する問題や解決すべき課題（ニーズ）の複雑、困難さに対応するものと考えられる。

例えば、要介護度が低くても、状態が安定しない要介護者や家族介護者がたびたび変更したり入院するなどして介護力が安定しない要介護者、問題行動のある痴呆性の高齢者でたびたび調整を要するような場合、近隣やボランティアなどの組織化に労力を要するような場合が想定される。

なお、このような業務は、臨機に発生するものであり、居宅サービス計画の変更等の程度も異なるので、これを個別に評価することはせず、むしろ居宅介護支援事業者が行う居宅介護支援全体を平均して、要介護者1人1月当たりで評価することが現実的ではないか。

2. 居宅介護支援事業者が月の途中で変更された場合、要介護者等が入院、転居、死亡などした場合の取扱いについて

要介護者等は、月の途中であっても居宅介護支援事業者との契約を解除することができ、この場合には同月中に複数の居宅介護支援事業者が居宅介護支援を行うこととなる。また、月の途中で要介護者等が入院、死亡することもあり得る。ただし、このような場合に、居宅介護サービス計画費を日割りで請求することが出来るとしたときは、市町村における事業者交代日の確定業務、国保連における請求の突合業務などが煩雑となる。

このため、居宅介護支援業務は月を単位としてサービス調整を行うのが基本であることから、月末において当該月の居宅介護支援を調整した居宅居宅介護支援事業者に居宅介護サービス計画費を月単位で包括的に支払うこととしてよいか。